

災害に強い森づくり事業実施要領

最終改正：令和6年7月5日

災害に強い森づくり事業（以下「補助事業」という。）の実施の取扱いについては、災害に強い森づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業内容等

要綱第3条に規定する「市町村道等周辺森林整備」、「発生材の運搬」により構成されるものとする。

事業内容、事業規模及び事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は別表1及び別表2に定めるとおりとする。

第2 維持管理

事業主体は、原則として補助事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。

第3 特記事項

補助事業においては、以下の各号によるほか、第4～8を適用する。

- (1) 事業の対象区域は、原則として森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定による森林であること。
- (2) 別表1に定める協定（補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。）を締結して実施するものであること。
なお、協定については、事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努めること。
- (3) 市町村道等周辺森林整備のうち「特殊地拵え」は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
 - ア 立木の蓄積が1ha当たりおおむね30^m以上80^m以下で小径木が大部分を占める森林において行うものであること。
 - イ 被害森林の特殊地拵えを行う場合、気象害等の被害を受けた森林の風倒被害率が35%以上であること。また、被害森林の1ha当たりの立木材積が30^m以上であること。
- (4) 市町村道等周辺森林整備のうち「植栽」は次に掲げるすべての要件を満たすものとする。
 - ア 特殊地拵えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
 - イ 更新伐を実施した場合、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ること。
 - ウ 対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ること。

エ 事業の実施に当たって、施行地の森林保険加入を基本とすること。

- (5) 事業内容については、「森林の風倒被害対策の技術資料（案）（令和3年3月30日付千葉県農林水産部森林課）」や「災害に強い森づくりにおける植栽の手引き（令和3年10月付技術資料）」等を参考に普及指導員の助言のもと、適切な事業内容を選択することとする。

第4 交付決定

- 1 知事は、要綱第5条の規定による交付申請があったときは、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）第4条の規定によりその内容を書類並びに必要な応じて行う現地調査により審査し、予算等を検討の上、適当と認める場合は規則第6条の規定により速やかに交付を決定するとともに、別記第1号様式により市町村長に通知するものとする。
- 2 「特殊地拵え」及び「更新伐」における現地調査は、災害に強い森づくり事業調査野帳（要綱別紙3）を作成するものとし、本調査は「森林整備事業竣工検査内規」（以下、「検査内規」という。）第18条の1によるものとする。

第5 竣工検査

- 1 林業事務所長（以下「所長」という。）は、要綱第8条の規定により実績報告書が提出されたときは、検査内規に準じて竣工検査を行う。
- 2 検査員は検査調書及び測量図を付した復命書をもって、所長に復命しなければならない。
- 3 所長は竣工検査を完了した場合には、調査野帳及び復命書の写しに検査調書を添付し知事に進達するものとする。

第6 補助金の査定

知事は、竣工検査に基づいて次の各号により補助金の査定を行う。

- (1) 補助金額は、標準経費に別表3に掲げる査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。
- (2) 標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。
- (3) 市町村が請負に付して事業を実施する場合の補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあつては実行経費に補助率を乗じて）求める。

第7 額の確定

知事は、竣工検査の結果に基づいてその内容を審査し、実績報告に係る成果が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、規則第14条の規定により交付すべき額を確定し、別記第2号様式により補助事業者に通知する。

第8 その他

- 1 知事及び所長は、森林の立地条件・土地利用計画・造林計画・林業労働力の動向等、地域の林業を取り巻く実情を踏まえて、補助事業が適正かつ効果的に行われるよう必要な技術的・

行政的な指導監督を行うものとする。

- 2 知事及び所長は、補助事業の円滑な推進を図るため、必要に応じて、進捗状況を把握し事業主体及び関係団体に指導・助言を行うものとする。
- 3 市町村長は、補助事業の円滑な実施を図るため、必要に応じて、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要に助言、指導等を行うものとする。
- 4 事業主体は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）をはじめ各種法令を遵守し事業を実施すること。
- 5 要綱及び本要領に定めるもののほか、補助事業の実施について必要な事項は、別に知事が定めるものとする。

附 則

- 1 本要領は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 本要領は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 3 本要領は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 4 本要領は、令和 4 年 1 2 月 6 日以降の令和 4 年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 5 本要領は、令和 5 年 1 月 1 8 日以降の令和 4 年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 6 本要領は、令和 5 年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 7 本要領は、令和 6 年 4 月 2 3 日以降の令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。
- 8 本要領は、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1

事業区分	事業内容	事業規模	事業主体
(1) 市町村道等 周辺森林整備	ア 人工造林 a 特殊地拵え b 植栽 イ 下刈り ウ 保育間伐 エ 更新伐	1 施行地の 面積が面積 が 0.1ha 以 上であるこ と	(ア) 市町村 (イ) 森林組合等 (ウ) 森林整備法人、一般社団法人及び一般 財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造 林を行うことを主たる目的としている法 人であって、地方公共団体がその社員で あるもの又は地方公共団体がその基本財 産の全部若しくは一部を拠出しているも の、以下「森林整備法人等」という）。 (エ) 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活 動法人等（以下「特定非営利活動法人」と いう）。 (オ) 森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定 により都道府県が公表した民間事業者 （以下「民間事業者」という。）
(2) 発生材の 運搬	発生材の運搬		

(注 1) 事業主体のうち、災害に強い森づくり事業を実施する市町村に当たっては、自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。

(注 2) 事業主体のうち、災害に強い森づくり事業を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。

別表 2

事業内容	対象となる範囲
ア 人工造林 a 特殊地拵え b 植栽	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。
イ 下刈り	植栽により更新した2 齢級以下（複層林においては下層木が5 齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8 齢級以下（複層林においては下層木が8 齢級以下）の林分で行う雑草木の除去とする。
ウ 保育間伐	12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm 未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰及び搬出集積（被害木を含む。）とする。
エ 更新伐	18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に2 を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む）及び巻枯らしとする。
発生材の運搬	ア及びウ、エに規定する事業内容によって伐倒、林外搬出した発生材を、林外において活用するために必要な運搬とする。

別表 3

事業区分	査定係数
(1) 市町村道等周辺森林整備	180
(2) 発生材の運搬	100

（補助事業者）

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度災害に強い森づくり事業補助金については、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号）第4条の規定により、金 円に交付決定する。

年 月 日

千葉県知事

記

- 1 補助事業者は、この補助金に係る法令、千葉県補助金等交付規則、千葉県森林整備事業実施要綱、千葉県森林整備事業実施要領（以下「森林整備要領」という。）、災害に強い森づくり事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、災害に強い森づくり事業実施要領、その他関係通知等に従わなければならない。
- 2 補助事業の内容
補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。
- 3 この補助金は、事業目的以外に使用してはならない。
- 4 補助事業を遂行中に県の要求があったときは、事業遂行に関し必要な報告をしなければならない。
- 5 補助事業の内容について要綱第6条(1)に定める変更をする場合においては、千葉県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。
また、国庫補助事業及び県単独事業にまたがる経費の配分の変更については、知事の承認を受けなければならない。
- 6 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- 7 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 8 補助金の額の確定は次の各号により算出した額の合計額とする。
 - (1) 市町村道等周辺森林整備については、補助事業に要した配分経費に係る実支出額に要綱別表に定める補助率を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更後の額。）とのいずれか低い額とする。
 - (2) 発生材の運搬については、補助事業に要したそれぞれの配分経費に係る実支出額に要綱別表に定める補助率を乗じて得た額の合計額と、それぞれの配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額。）の合計額とのいずれか低い額とする。
- 9 補助事業者は、知事の承認を受けずに補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）しようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用をしようとする森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、公用若しくは公共用に供する場合又は天災地変その他やむを得ない事由のためこれによりがたい場合は、知事に協議することができる。
- 10 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに関する部分について、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。
- 11 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

- 12 この補助金の収支決算等を明確に行っておくとともに、証拠書類を事業の終了の翌年度の初日から起算して10年間保存すること。
- 13 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに要綱別記第5号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 14 補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 15 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 16 消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、当該補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りではない。
- 17 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

別記第2号様式（第7の関係）

〇〇達第 号

市町村

年 月 日付け 指令第 号で交付を決定した 年度災害
に強い森づくり事業補助金は、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53
号）第14条の規定により、交付額を金 円に確定する。

年 月 日

千葉県知事